



無期転換申込権を行使しよう

労働契約法が改正されて5年が経過し、いよいよ来年4月から期限付き雇用の労働者に無期転換申込権が発生します。（実際には既に発生している場合もあります。下図参照）

基本的には同じ場所、同じ雇い主で合計5年以上働いている場合は無期転換申込権が発生します。（空白区間がある場合など個別の事例については組合にご相談下さい。）



※平成25(2013)年4月1日以降に開始する有期労働契約が対象です

この法律では期限がなくなるだけで、その他の労働条件については何も規定されていません。労働組合としてはこの機会にパート労働・アルバイト労働の仲間たちの処遇を改善するための交渉をしましょう。

1月19日(金) 18:30~ エルおおさか10階
※今年は会場がかわりました。

連合大阪地方ユニオン 新春旗びらき

新しい年の第1歩として、楽しく集いましょう。
申し込みは分会代表者まで。

☆労働者が無期転換を申し込んだときは使用者は拒否できません。

☆申込権の発生を嫌って雇い止めをすることは認められません。

※「無期転換申込権の発生を免れる意図をもって、就業実態がそれまでと変わらないにもかかわらず、派遣形態や請負形態を偽装して労働契約の締結主体を形式的に他の使用者に切り替えた場合、同一の使用者の要件を満たしているものと解釈されます。また、派遣先が、直接雇用していた労働者の離職後1年以内にその労働者を派遣社員として受け入れることは、労働者派遣法第40条の9で禁止されている点に留意してください。」「無期転換ルールを避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。また、有期契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数の上限などを一方的に設けたとしても、雇止めをすることは許されない場合もあります」

厚生労働省『無期転換ハンドブック』より

育児休業が最長2年に

今年10月から育児休業給付期間が延長され、最長2年間になりました。対象となるのは2016年3月31日以降に生まれた場合で、保育所等に申し込んでいること、1歳半以降もあずかってもらえる見込みが立たないことなどが要件です。

今年1月の改正で、有期の契約社員などでも育児休暇を取得しやすくなっています。両親で取得することも可能です。

ユニオンニュース・掲示回覧用

私たちの地域合同〔第7回〕

大阪地域合同労組として最初の分会は1973年5月めぐみ保育園で生まれました。

「労働組合としては学歴や資格で差別のある大阪市の「格付け表」ではなく、めぐみ保育園の勤続実績に合わせた独自の賃金を支給しろと、組合で賃金表をつくって実施を求めるということをやりました。(中略)新賃金表では調理のベテランさんが一番高くなって、主任の保育士さんが下がったんですね。それでも主任がいいと言ってくれたので成立しました。

沖縄問題、とくにここに住む沖縄出身者の差別の問題などに取り組もうという考え方で立ち退き地区のバラックの街並みを園児をつれて歩いたりしました。(中略)

この法人と保育園はやはり地域に奉仕するという精神でつくられたんで、その精神をこれからも守って欲しいですね。」

(大阪地域合同労働組合結成四十周年記念誌より、めぐみ保育園初代分会長インタビューを抜粋して再録)